

騒音・振動規制法指定地域図 及び 悪臭防止法規制地域図の 見直しについて

令和5年1月30日

令和4年度第3回周南市環境審議会 説明資料

周南市 環境生活部 環境政策課

内容

1. 背景について
 - ①地域図とは
 - ②地域の指定に関する環境基準等
2. 「地域の指定」の見直しについて
 - ①地域の指定の原則
 - ②特例地域（原則とは異なる地域指定）
 - ③指定の理由
3. 見直しのための調査について
 - ①土地利用の状況の変化
 - ②法規制基準への適合状況
 - ③公害苦情相談の状況
4. 特例地域の見直し方針について

1. 背景について

①地域図とは

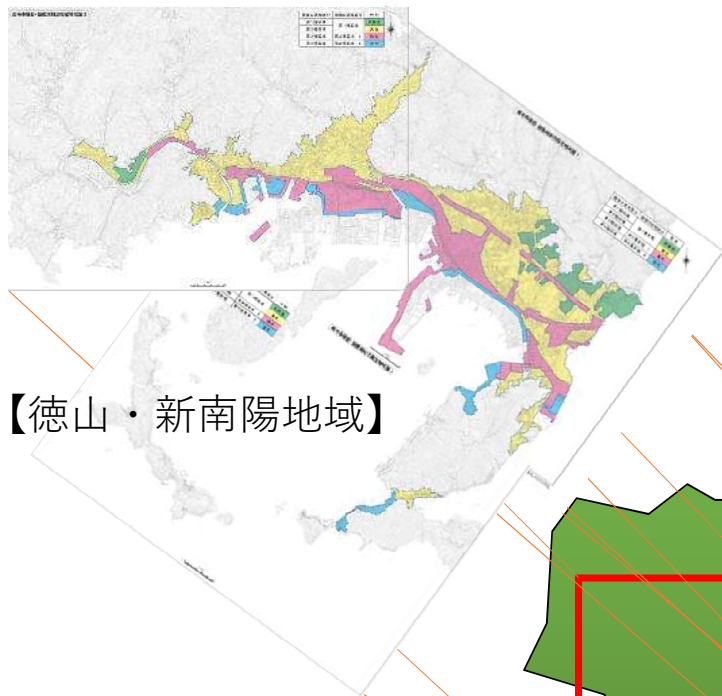
(1)騒音・振動規制法指定地域図

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定及び振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づく地域の指定を示した地域図。騒音では第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域、振動では第1種区域、第2種区域(1)、第2種区域(2)に区分される。

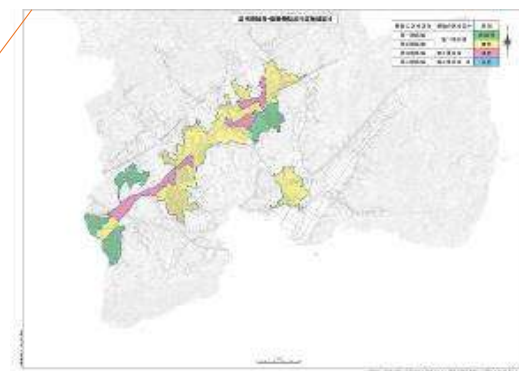
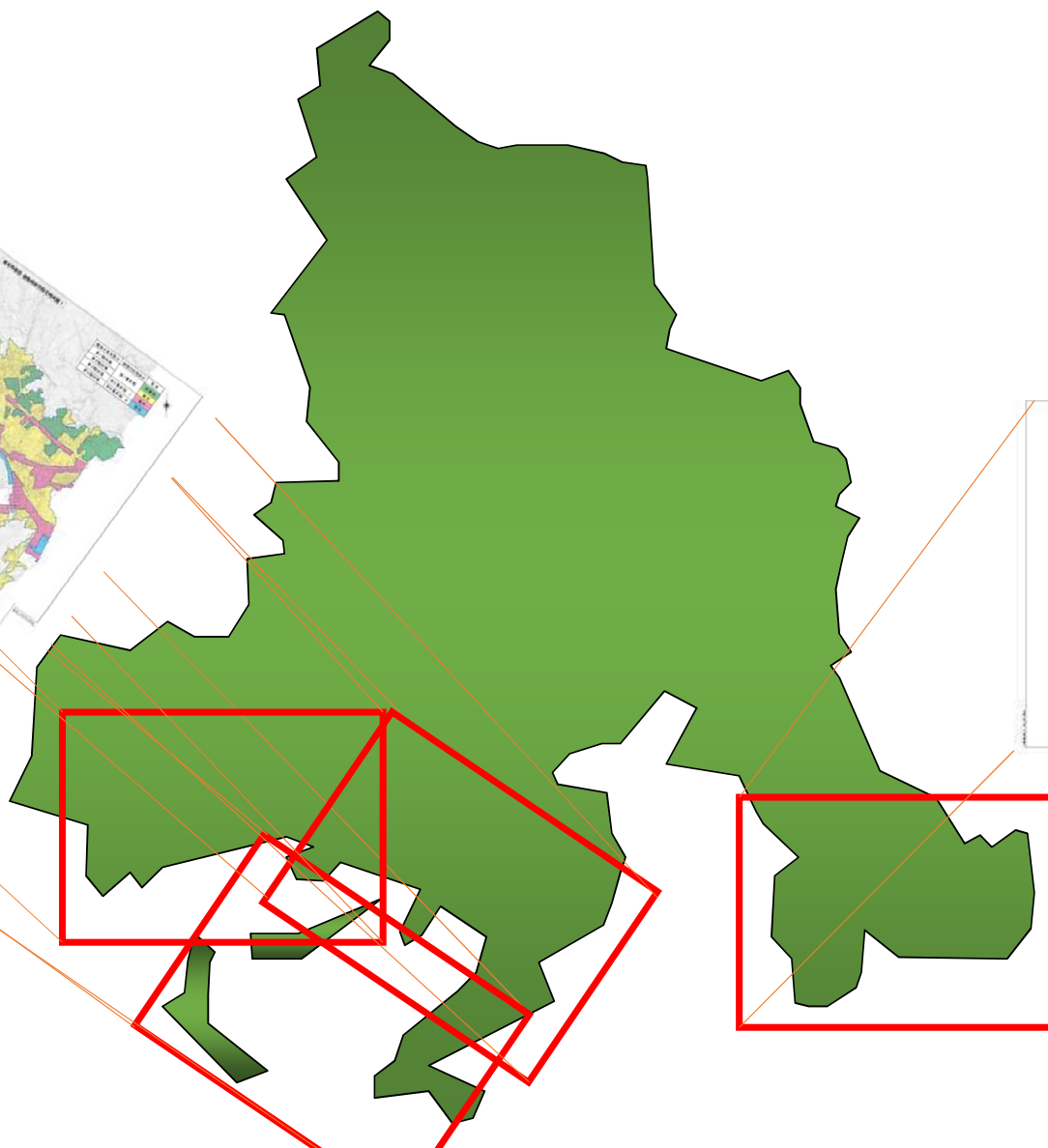
(2)悪臭防止法規制地域図

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条に基づく地域の指定を示した地域図。A地域、B地域、C地域に区分される。

位置図

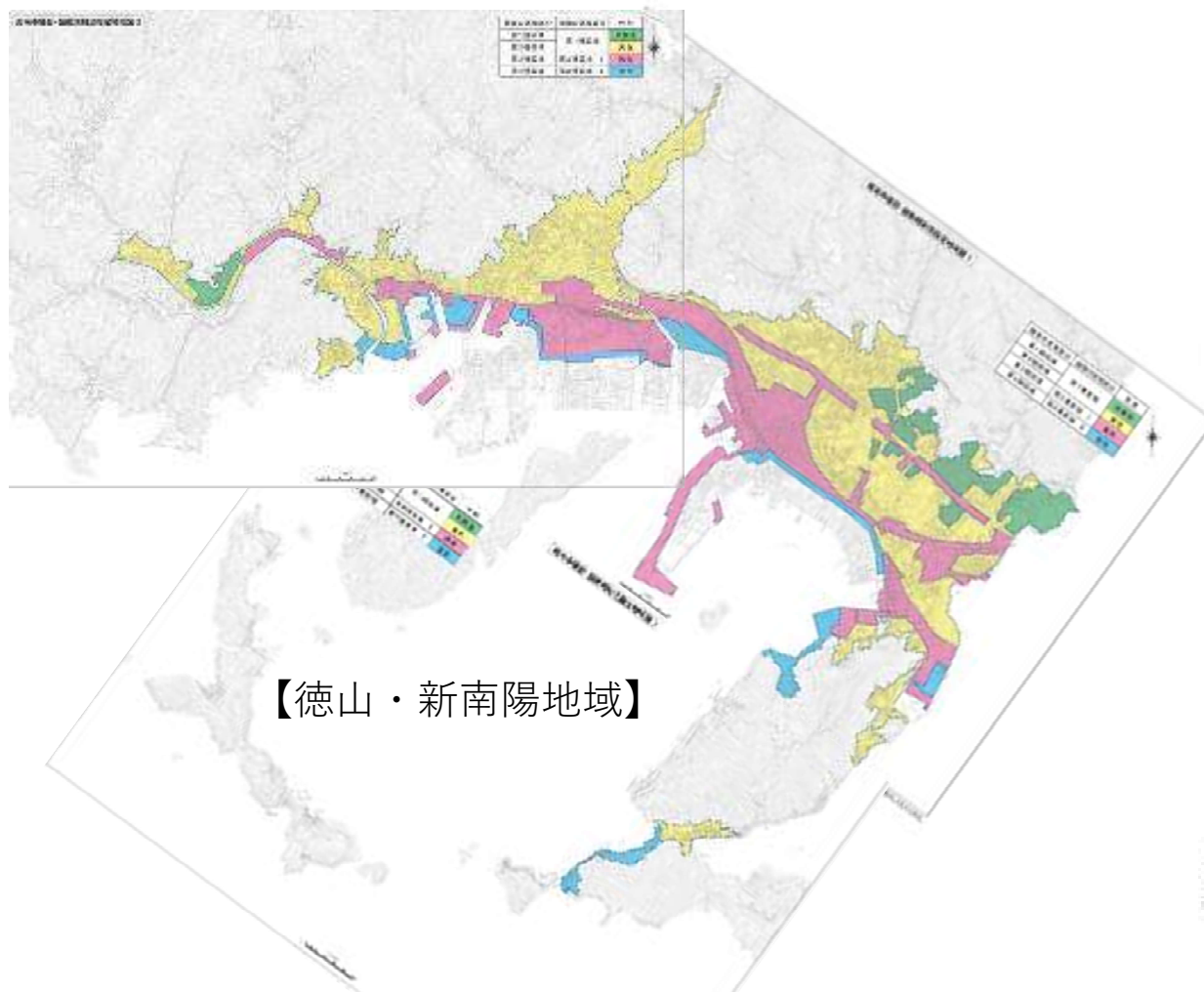


【徳山・新南陽地域】

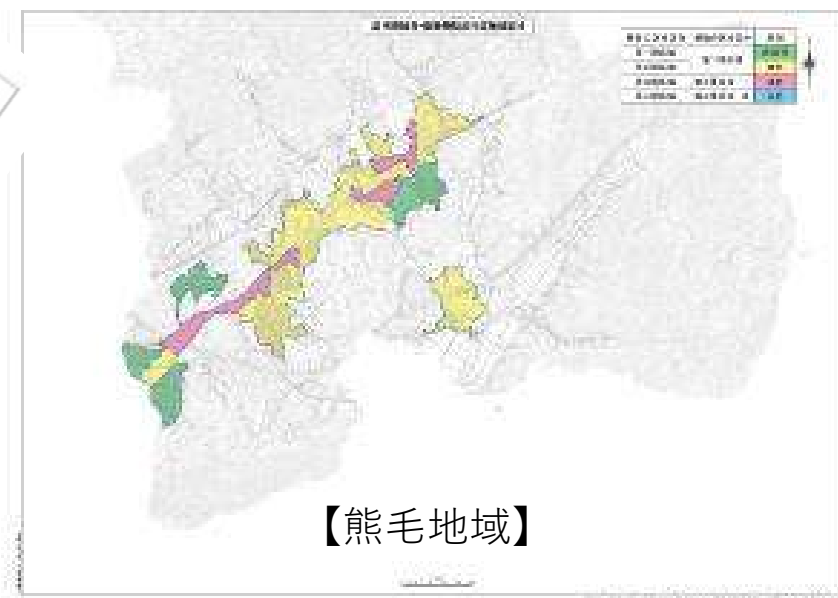


【熊毛地域】

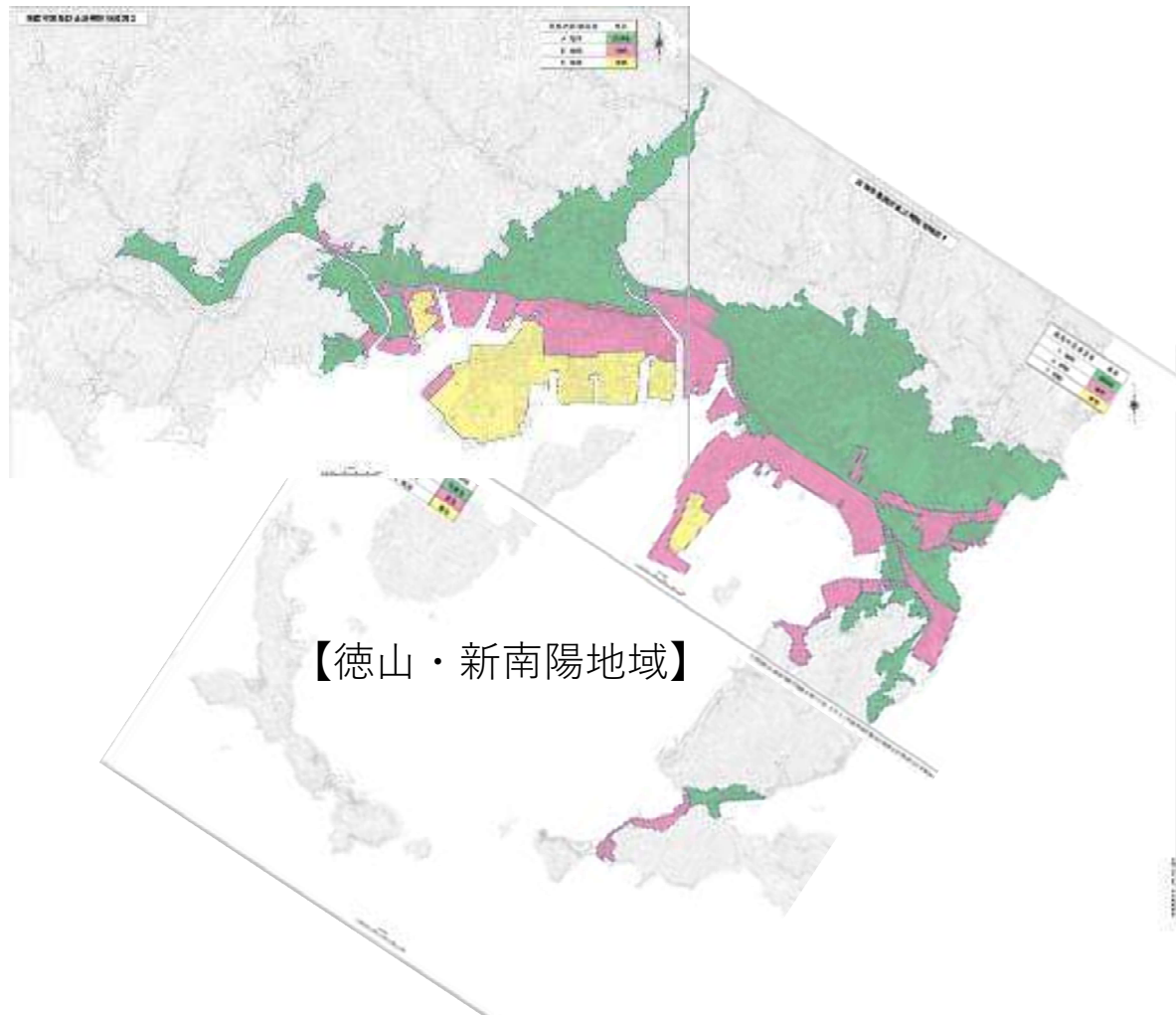
周南市騒音・振動規制法指定地域図(1～4)



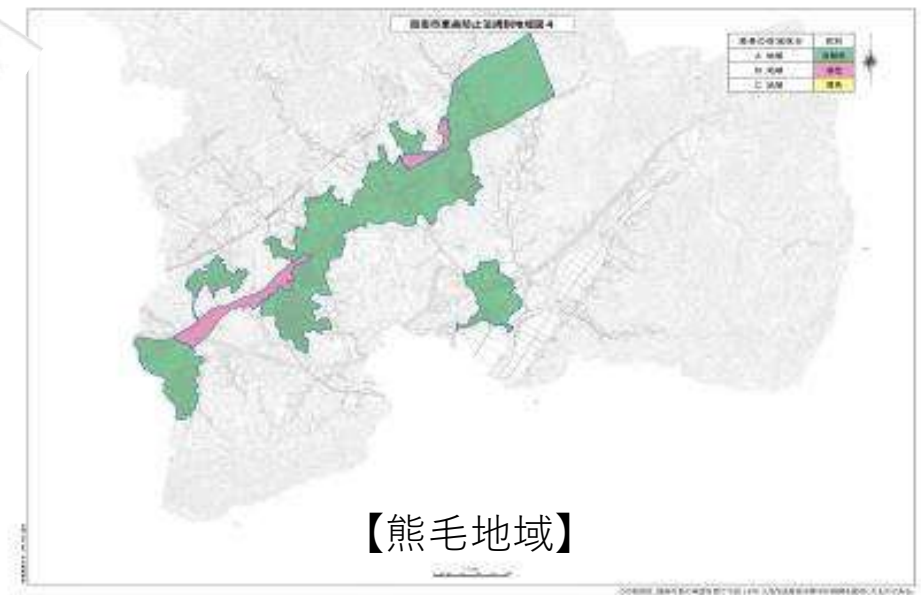
騒音の区域区分	振動の区域区分	色別
第1種区域	第1種区域	淡緑色
第2種区域		黄色
第3種区域	第2種区域(1)	桃色
第4種区域	第2種区域(2)	空色



周南市悪臭防止法規制地域図(1～4)



悪臭の地域区分	色別
A 地域	淡緑色
B 地域	桃色
C 地域	黄色



②地域の指定に関する環境基準等

項目	環境基準	規制基準等	指定地域
騒音	- 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境基準 - 道路に面する地域の環境基準	騒音規制法 - 特定工場等の騒音に係る規制基準 - 特定建設作業の規制基準 - 幹線交通を担う道路に近傍する区域以外の区域に係る要請限度	周南市騒音・振動規制法指定地域図
振動	—	振動規制法 - 特定工場等において発生する振動の規制に関する規制基準 - 特定建設作業の規制基準 - 道路交通振動の限度	
臭気	—	悪臭防止法 - 敷地境界線上の規制基準(1号基準) - 気体排出口の基準(2号基準) - 排出水の規制基準(3号基準)	周南市悪臭防止法規制地域図

※詳細は周南市環境報告書(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1319.html>)を参照

例えば、騒音規制法では

- 指定地域内において特定施設（金属加工機械等）を設置する工場・事業場（特定工場等）を規制対象として、規制基準が定められている。
- 指定地域内で工場・事業場に特定施設を設置する場合には、設置する30日前までに市長に所定の届出をしなければならない。

特定工場等の騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前8時～午後6時	朝夕 午前6時～午前8時 午後6時～午後9時	夜間 午後9時～翌日午前6時
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

【参考】騒音の大きさの目安



出典：環境省パンフレット「生活騒音 互いの思いやりで騒音のない社会を」

2. 「地域の指定」の見直しについて

- 平成24年より前は山口県が「地域の指定」を実施しており、地方分権推進の流れから平成24年4月より市に権限移譲された。
- 以下の告示により、それぞれの地域を指定
平成24年3月8日周南市告示第22号、同第27号、同第31号
- その後、都市計画法の用途地域の変更に基つき、「地域の指定」の原則に従い、地域図を変更してきた。
- 平成13年1月5日付環大企3号環境省通知「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」において、「地域の指定の見直しは、おおむね10年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行う」とあり、権限移譲を受けてから10年経過したため、令和4年度において地域の指定の見直しを行う。

①地域の指定の原則

都市計画法の 用途地域	騒音規制法の 地域区分	振動規制法の 地域区分	悪臭防止法の 地域区分
第一種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	A地域
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域	第2種区域		
第二種中高層住居専用地域			
第一種・第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域・商業地域	第3種区域	第2種区域(1)	
準工業地域			B地域
工業地域	第4種区域	第2種区域(2)	
工業専用地域	—	—	C地域

【参考】都市計画法の用途地域

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。
小規模なお店や事務所をかねた住宅
や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。
小中学校などのほか、150m²までの
一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。
病院、大学、500m²までの一定のお
店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。
病院、大学などのほか、1,500m²ま
での一定のお店や事務所など必要な
利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。
3,000m²までの店舗、事務所、ホテ
ルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域で
す。
店舗、事務所、ホテル、カラオケボ
ックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。
住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。
住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。
危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。
住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域

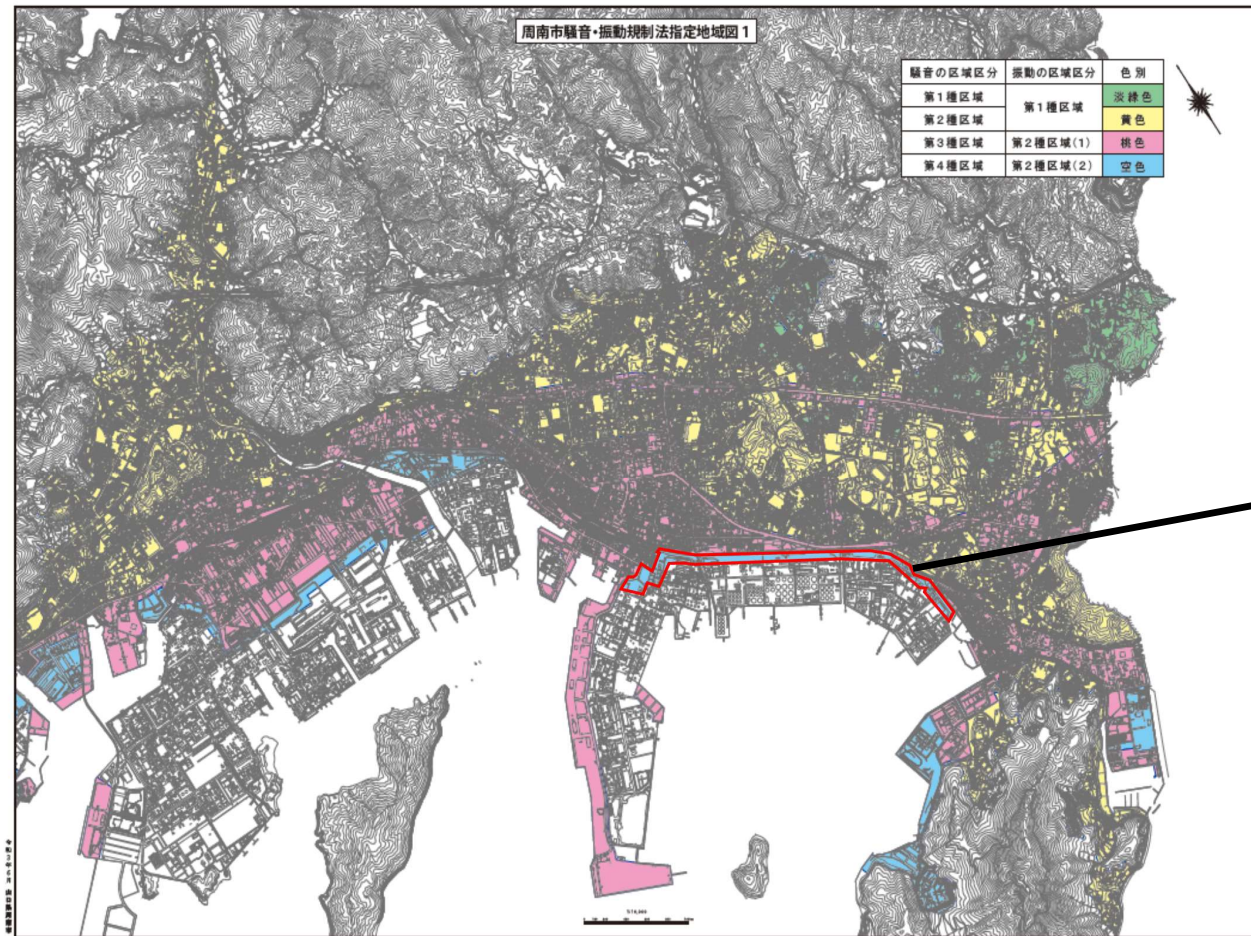


工場のための地域です。
どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

②特例地域（原則とは異なる地域指定）

地域の指定	特例地域No.	地区名
騒音・振動規制法指定地域	騒音・振動Ⅰ	晴海町、那智町、新宮町、宮前町及び由加町の一部
悪臭防止法規制地域	悪臭Ⅰ	晴海町、那智町、新宮町、宮前町及び由加町の一部
	悪臭Ⅱ	徳山港町の一部
	悪臭Ⅲ	御影町の一部
	悪臭Ⅳ	大字樋口（新町及び下大歳）の一部

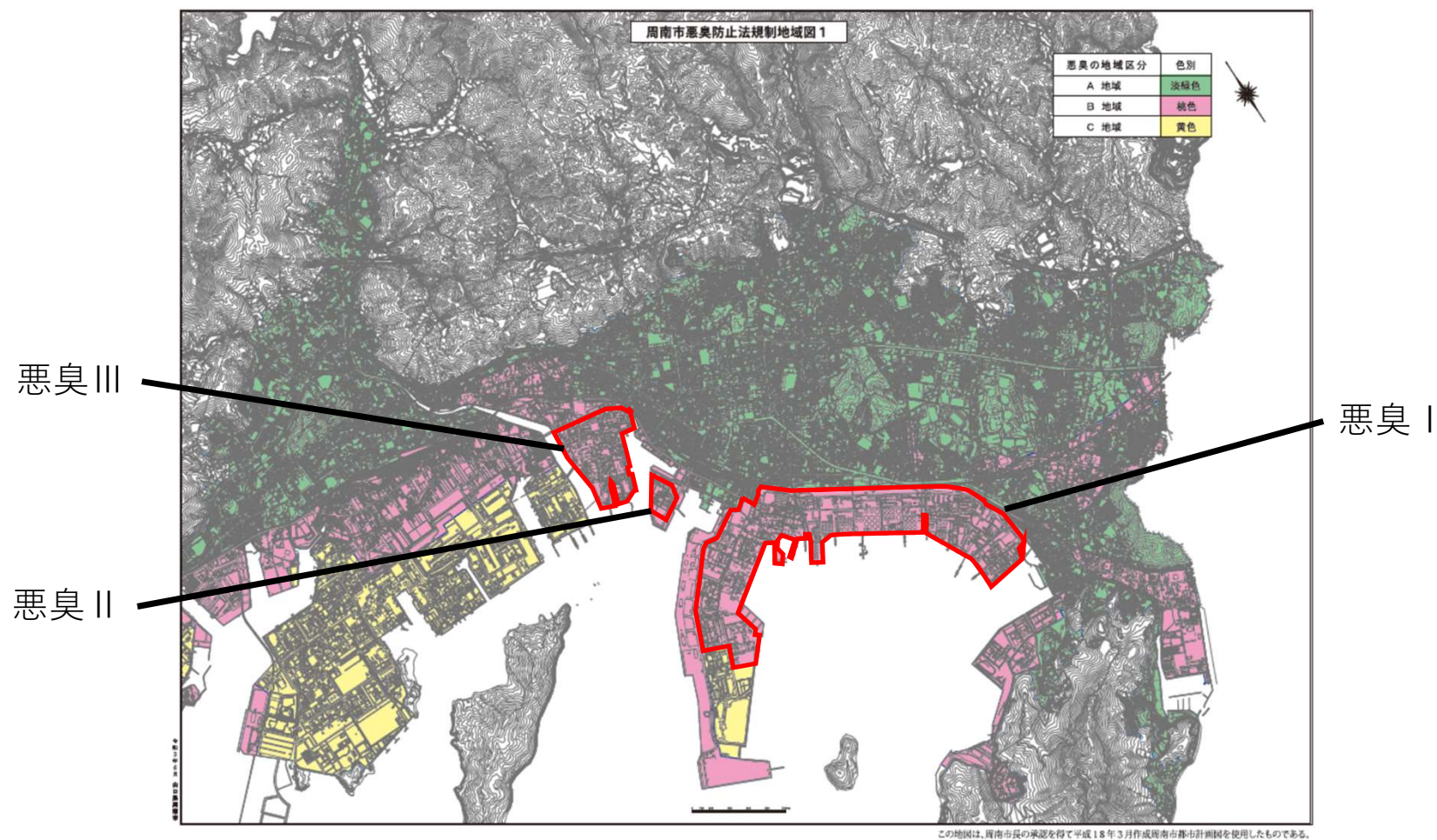
特例地域 騒音・振動 I 位置図



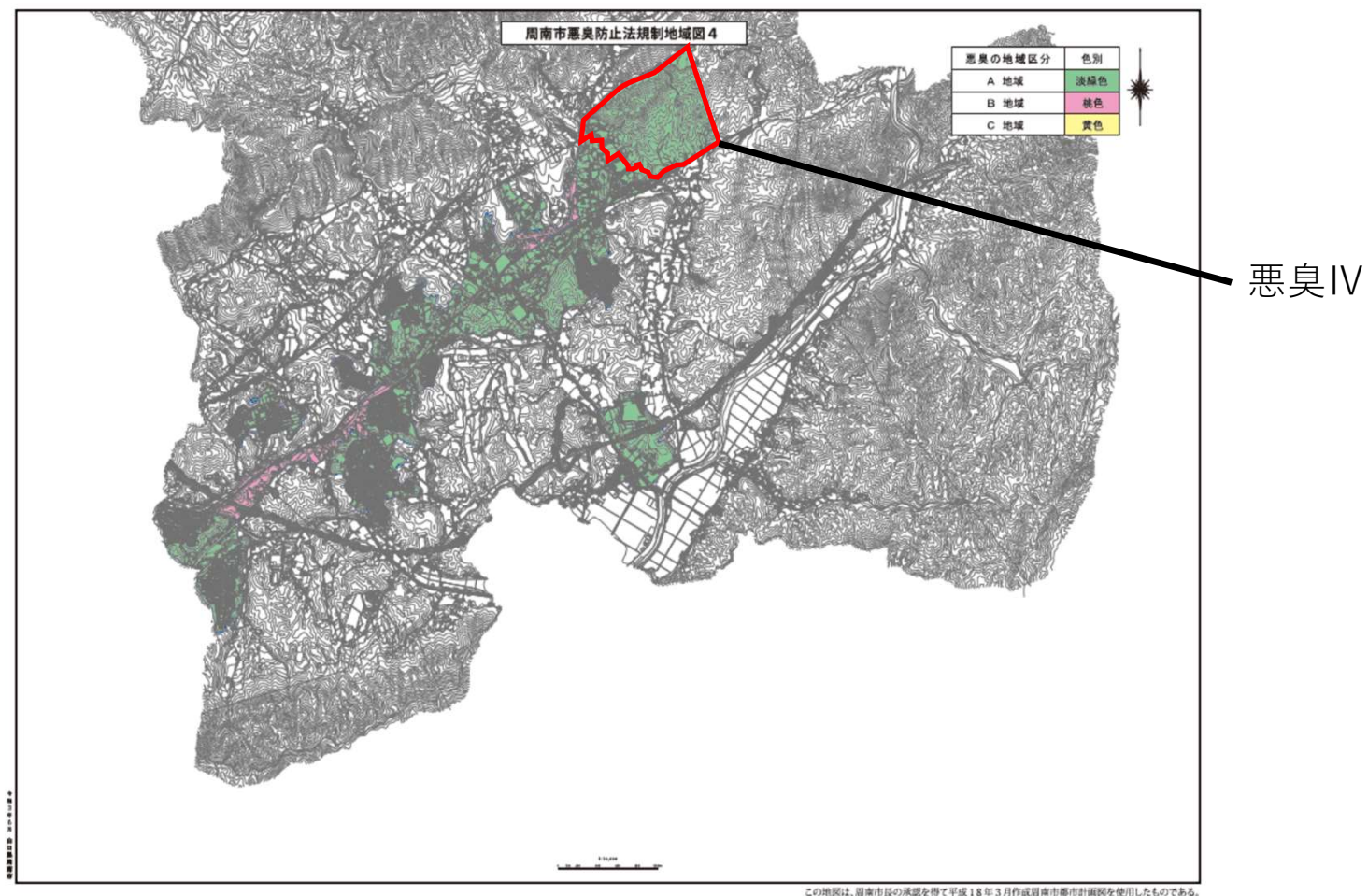
騒音・振動 I

この地図は、周南市長の承認を得て平成18年3月作成周南市都市計画図を使用したものである。

特例地域 悪臭Ⅰ、悪臭Ⅱ、悪臭Ⅲ 位置図



特例地域 悪臭Ⅳ 位置図



③指定の理由

特例地域No.	原則に準じた地域区分	適用している地域区分	指定の理由
騒音・振動Ⅰ	【騒音】 なし 【振動】 なし	【騒音】 第4種区域 【振動】 第2種区域(2)	【騒音】 工業専用地域であるが、第2種区域及び第3種区域(中央地区、遠石地区)と隣接し、工場の騒音の影響のおそれがあるため 【振動】 工業専用地域であるが、第1種区域及び第2種区域(1) (中央地区、遠石地区)と隣接し、工場の振動の影響のおそれがあるため
悪臭Ⅰ	C地域	B地域	工業専用地域であるが、A地域(中央地区、遠石地区)と隣接し、工場の悪臭の影響のおそれがあるため
悪臭Ⅱ	C地域	B地域	工業専用地域であるが、A地域(中央地区)と隣接し、工場の悪臭の影響のおそれがあるため
悪臭Ⅲ	C地域	B地域	工業専用地域であるが、A地域(今宿地区)と隣接し、工場の悪臭の影響のおそれがあるため
悪臭Ⅳ	なし	A地域	用途地域ではないが、A地域が近接し、し尿処理場の悪臭の影響のおそれがあるため

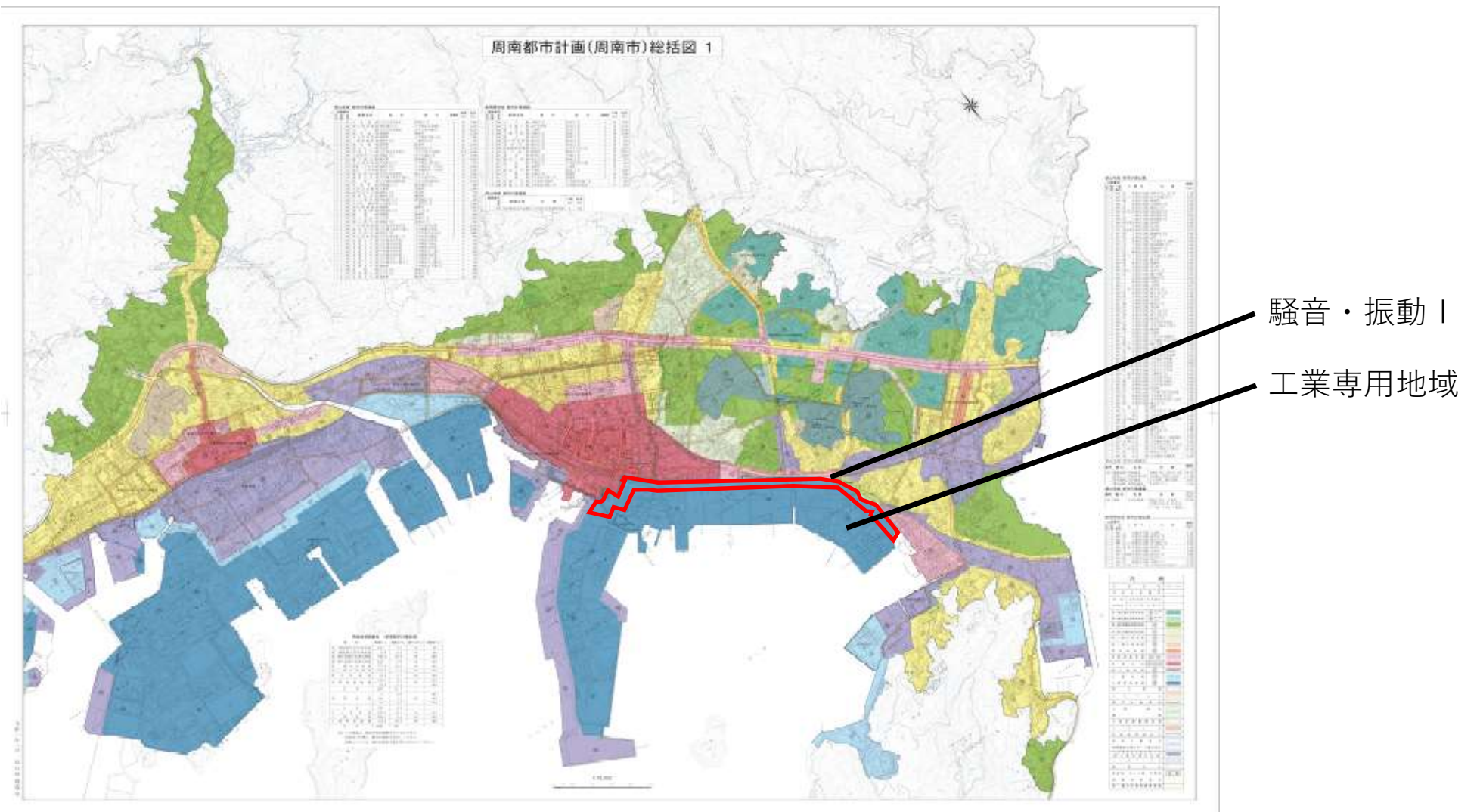
3. 見直しのための調査について

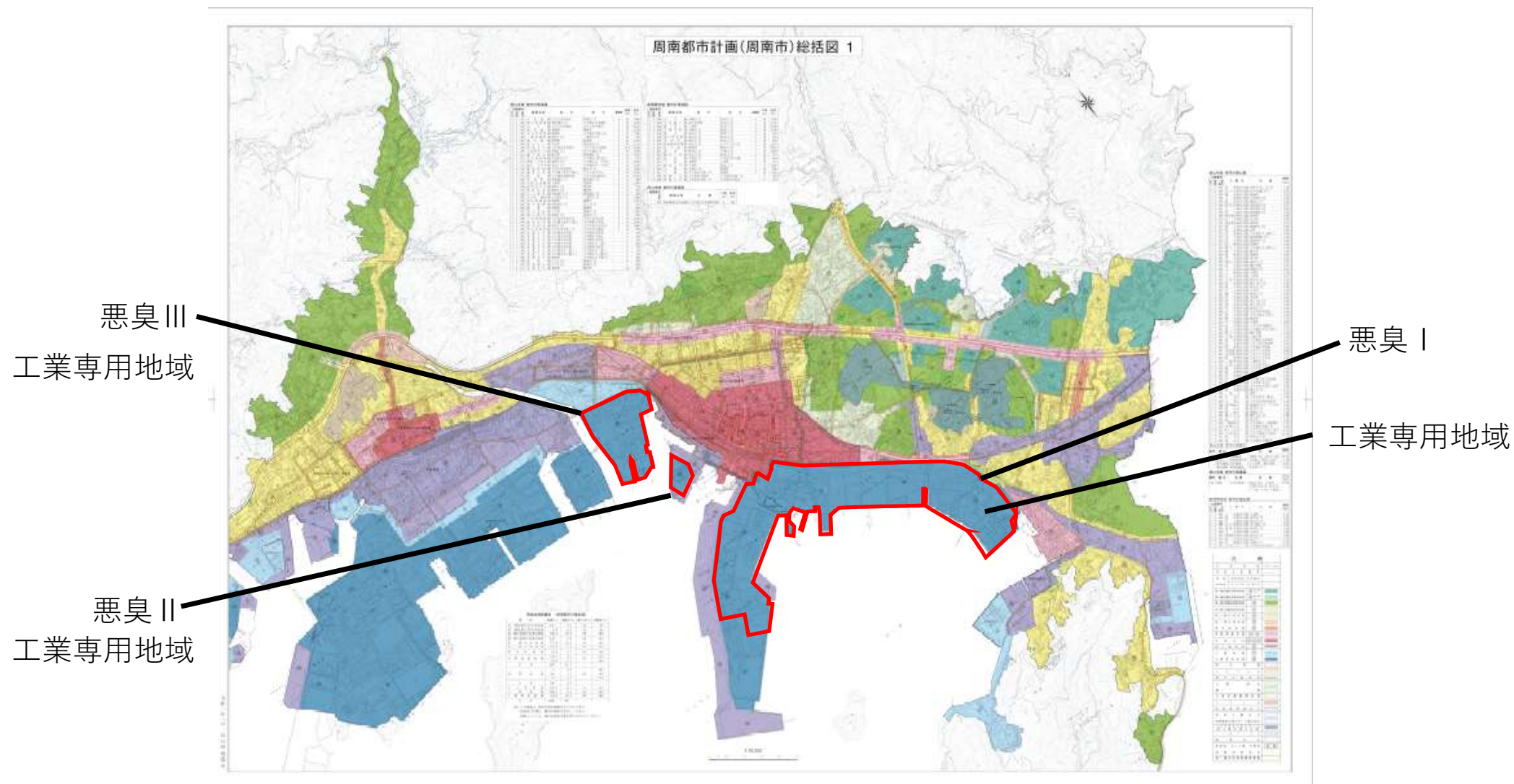
- ① 土地利用の状況の変化
用途地域及び発生源施設の状況について、平成24年当時やそれ以前と現況を比較した。
- ② 法規制基準への適合状況
直近10年間の平成24年度から令和3年度までについて、関係法の規制基準に適合しなかった事例を分析する。
- ③ 公害苦情相談の状況
直近10年間の平成24年度から令和3年度までについて、公害苦情相談の内容を分析する。

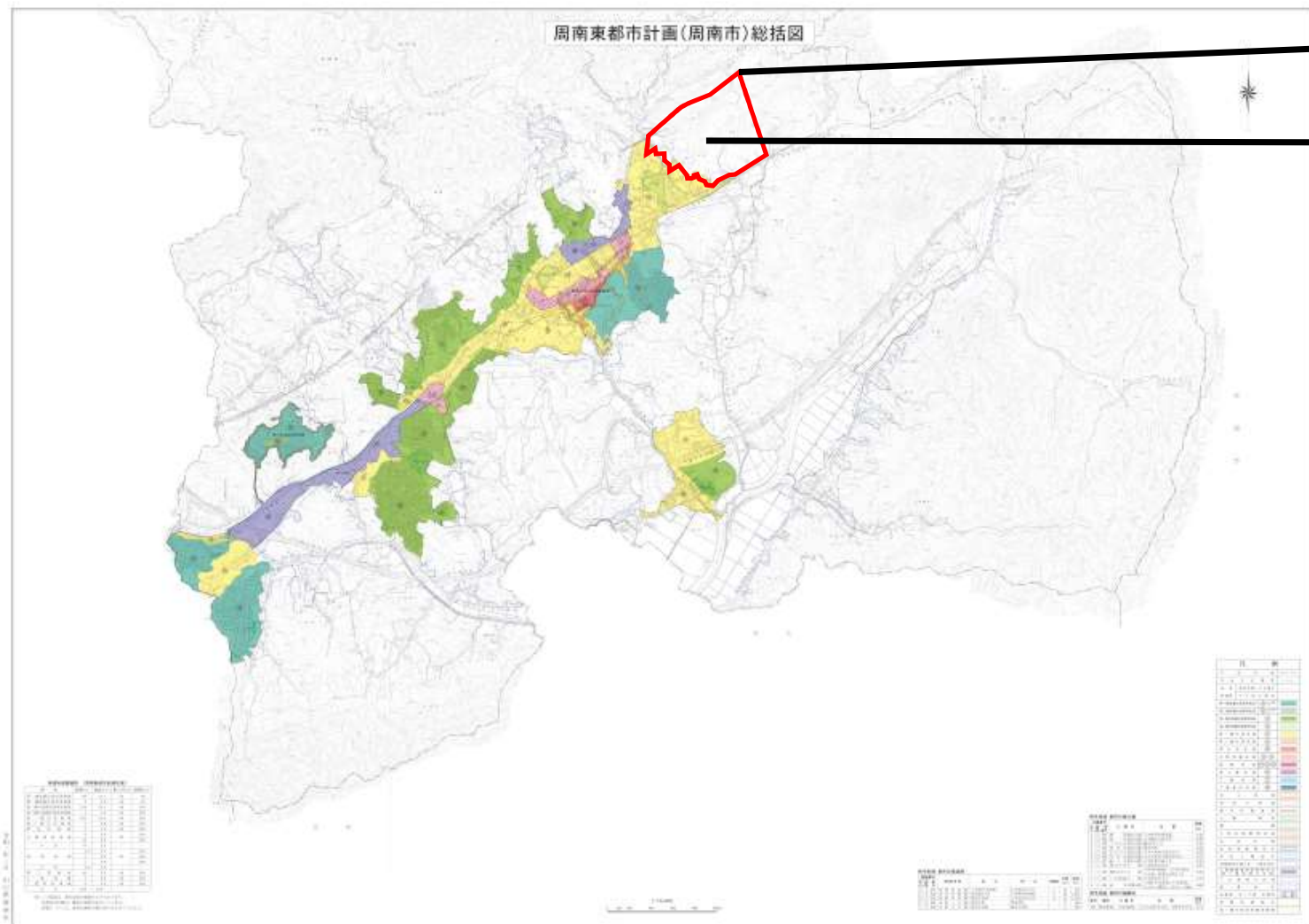
①土地利用の状況の変化

特例地域No.	平成24年度の 用途地域	現在の 用途地域	変化に関すること
騒音・振動Ⅰ	工業専用地域	工業専用地域	大きな変化なし
悪臭Ⅰ	工業専用地域	工業専用地域	大きな変化なし
悪臭Ⅱ	工業専用地域	工業専用地域	大きな変化なし
悪臭Ⅲ	工業専用地域	工業専用地域	大きな変化なし
悪臭Ⅳ	用途地域の 指定なし	用途地域の 指定なし	し尿処理場が平成15年2月に受け入れを終了し、平成17年度には施設が解体される。

都市計画法の用途地域の状況







②法規制基準への適合状況

平成24年度から令和3年度において、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制基準に適合していない事例はない。

③公害苦情相談の状況(1)騒音

表 公害苦情相談件数の推移（周南市全域）

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
騒音	21	16	20	14	13	8	10	7	19	8

表 特例地域を発生源と特定した公害苦情相談件数の推移

特例地域No.	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
騒音・振動Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 特例地域付近における公害苦情相談の内容

年度	内容
R2	圧力計誤作動による安全弁スチーム吹き出し音がうるさい
H26	工場の発電設備がうるさい
	工場の夜間操業音がうるさい
H25	高圧洗浄機を使用したチューブ内洗浄作業音がうるさい

③公害苦情相談の状況(2)振動

表 公害苦情相談件数の推移（周南市全域）

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
振動	4	1	0	0	1	4	0	1	0	0

表 特例地域を発生源と特定した公害苦情相談件数の推移

特例地域No.	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
騒音・振動Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特例地域付近における公害苦情相談はなし

③公害苦情相談の状況(3)悪臭

表 公害苦情相談件数の推移（周南市全域）

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
悪臭	23	13	21	11	26	11	19	16	35	18

表 特例地域を発生源と特定した公害苦情相談件数の推移

特例地域No.	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
悪臭Ⅰ	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	4
悪臭Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
悪臭Ⅲ	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	4
悪臭Ⅳ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	0	1	0	0	2	1	3	0	9

表 特例地域を発生源と特定した公害苦情相談件数の内容

特例地域No.	年度	内容
悪臭Ⅰ	R2	分解炉の不完全燃焼による煙突からの黒煙発生による悪臭
		定修に伴う工事準備における系内エア一置換操作による臭気発生
		洗浄作業による臭気発生
	H25	苛性ソーダと硫黄が反応した廃苛性ソーダの臭気発生
悪臭Ⅱ	R1	掘り起こし作業による残土からの臭気発生
悪臭Ⅲ	H30	バイオマス燃料（PKS）からの悪臭
		バイオマス燃料（PKS）からの悪臭
		バイオマス燃料（PKS）からの悪臭
	H27	バイオマス燃料（PKS）からの悪臭
	H25	バイオマス燃料（PKS）からの悪臭
悪臭Ⅳ	－	－

4. 特例地域の見直し方針について

特例地域No.	見直し方針と理由
騒音・振動Ⅰ	現状維持 （【騒音】第4種区域【振動】第2種区域(2)） 【騒音】 工業専用地域であるが、第2種区域及び第3種区域(中央地区、遠石地区)と隣接し、引き続き、工場の騒音の影響のおそれがあるため 【振動】 工業専用地域であるが、第1種区域及び第2種区域(1) (中央地区、遠石地区)と隣接し、引き続き、工場の振動の影響のおそれがあるため
悪臭Ⅰ	現状維持 （B地域） 工業専用地域であるが、A地域(中央地区、遠石地区)と隣接し、引き続き、工場の悪臭の影響のおそれがあるため
悪臭Ⅱ	現状維持 （B地域） 工業専用地域であるが、A地域(中央地区)と隣接し、引き続き、工場の悪臭の影響のおそれがあるため
悪臭Ⅲ	現状維持 （B地域） 工業専用地域であるが、A地域(今宿地区)と隣接し、引き続き、工場の悪臭の影響のおそれがあるため
悪臭Ⅳ	「A地域」から「指定なし」へ変更 用途地域ではなく、懸念されていた「し尿処理場」が解体されたため

※令和5年4月1日施行予定